

宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託

事業者選定基準

令和8年5月

【令和8年7月改定】

宇城市

目 次

第1章 審査の概要.....	3
1. 1 審査基準書の位置付け.....	3
1. 2 基本的な考え方.....	3
1. 3 委員会の設置.....	3
第2章 事業者選定基準.....	3
第3章 資格審査.....	4
3. 1 応募資格の確認.....	4
(1) 応募資格確認申請書等の確認	4
(2) 応募資格要件の確認	4
(3) 共通の応募資格要件	4
(4) 各企業の応募資格要件	5
第4章 基礎審査.....	6
4. 1 基礎審査の内容.....	6
4. 2 基礎審査の方法.....	6
(1) 提案価格の確認	6
(2) 業務要求水準書達成の確認	6
(3) 提案価格算出方法の確認	6
(4) 契約遂行能力の確認	7
第5章 提案審査.....	8
5. 1 業務提案書の評価の内容.....	8
5. 2 提案評価の方法.....	8
(1) 提案評価項目	8
(2) 得点化の方法	11
第6章 優先交渉権者の特定.....	12

第1章 審査の概要

1. 1 審査基準書の位置付け

本事業者選定基準は、宇城市（以下「委託者」という。）が、宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託（以下「本業務」という。）の優先交渉権者を決定するに当たっての手順、方法、選定基準を示すものであり、募集要項等と一体のものとして扱う。

1. 2 基本的な考え方

事業者選定は、公募型プロポーザル方式により実施し、本業務の目的に最も合致した業務遂行能力等を有する事業者を選定する。

1. 3 委員会の設置

委託者は、応募事業者から提出された業務提案書の記載内容の評価に当たって、公平性、競争性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うため、有識者等を含む「宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

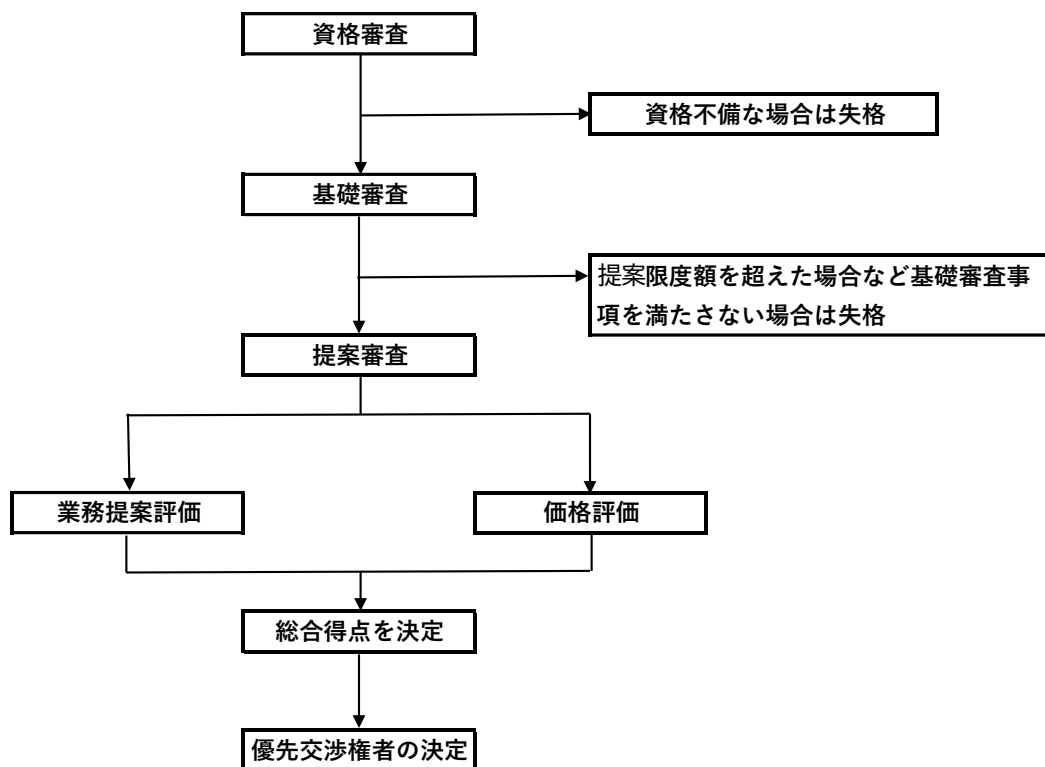
委員会の委員の氏名及び所属は、優先交渉権者の決定後公表する。

第2章 事業者選定基準

事業者選定の手順は、次のとおりで、資格審査、基礎審査及び提案審査で構成する。

資格審査		・ 応募資格要件を満たしていることを確認
基礎審査		・ 提案価格が提案限度額以下であることを確認 ・ 業務要求水準書の要件を満たしていることを確認 ・ 提案価格算定の確認 ・ 出資予定企業の財務的な契約履行能力の確認
提案審査	業務提案評価	・ 業務提案に関する得点化
	提案価格評価	・ 提案価格に関する得点化

審査の流れは、下図のとおりである。



第3章 資格審査

3.1 応募資格の確認

(1) 応募資格確認申請書等の確認

委託者は、本業務の応募事業者に求めた応募資格確認申請書等が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではない。

(2) 応募資格要件の確認

委託者は、応募事業者が募集要項等に記載した応募資格要件を満たしていることを確認する。応募資格要件を満たしていない場合は失格とする。確認内容は、以下のとおりとする。

(3) 共通の応募資格要件

応募企業又は応募グループの構成企業は、次の各号に挙げる条件をすべて満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。

イ 応募資格確認申請書の提出時点で、宇城市の指名停止期間中のものでないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）がなされていない者であること。

- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）がなされていない者であること。
- オ 応募資格確認申請書の提出期限日（以下「応募資格確認基準日」とする。）において国税、県税及び市税に未納の税額がない者であること。
- カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくはその構成員の統制下にある者でないこと。
- キ 暴力団の構成員及びその利益となる活動を行ったことがある者が含まれていないこと。
- ク 本業務の事業者選定支援業務受託者、当該受託者の関連会社（受託者の発行済み株式総数の20%以上の株式を有し、又はその出資の20%以上の出資をしているか、若しくは受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等）及び事業者選定支援業務に関与した者は、本業務の事業者選定に係る応募企業及び応募グループの一員となることはできない。なお、事業者選定支援業務受託者とは以下のとおりである。
- （宇城市ウォーターPPP導入可能性業務委託）
- ・株式会社日水コン
- （宇城市ウォーターPPP実施方針策定業務委託及び宇城市ウォーターPPP発注支援業務委託）
- ・アジア航測株式会社
 - ・鈴木法律事務所
- ケ 本業務の宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託事業者選定委員会（後述する2.2の委員会と同じ）の委員が所属する企業、その親会社又は子会社でない者であること。
- コ 九州地区内に本店、支店、営業所又はそれに準じる事務所を有すること。

(4) 各企業の応募資格要件

応募事業者が単独企業の場合は応募企業が、応募グループの場合は構成企業が以下に掲げるすべての条件を満たすものとする。なお、応募グループの場合は、構成企業全体で下記の要件を満たすこと。

- ア 施設更新計画作成に関する業務の実施を担う者は、技術士（上下水道部門の水道及び工業用水道、下水道）の資格を有する者が1名以上在籍していること。
- イ 改築業務の設計を担う者は、技術士（上下水道部門の水道及び工業用水道、下水道）の資格を有する者が1名以上在籍していること。「改築業務」の工事を担う者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、土木一式工事及び建築一式工事、機械器具設置工事、水道施設工事及び電気工事につき特定建設業の許可を受けていること。また、複数企業（協力企業を含む）の場合は当該企業全体で上記の要件を満たすこと。
- ウ 改築業務の工事を担う者は、応募資格確認基準日において、建設業法に規定する最新の総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の総合評定値（P点）が機械器具設置工事について1,000点以上、水道施設工事について1,000点以上、電気工事について1,000点以上、土木一式工事について1,000点以上及び建築一式工事について1,

000点以上であること。また、複数企業（協力企業を含む）の場合は当該企業全体で上記の要件を全て満たすこと。

エ 水道施設、簡易水道施設及び下水道施設の運転管理業務の実施を担う者は、令和7年度末までに日本国内において、同事業における運転管理業務が5年以上の実績を有すること。

なお、夜間若しくは休日のみの維持管理実績のみは、実績として認めない。

オ 給水装置工事業務の実施を担う者は、給水装置工事主任技術者の資格を有していること。ただし、資格者がいない場合は、業務開始後に「給水装置工事業務」の実施を担う者が資格を取得すること。

カ 排水設備工事業務の実施を担う者は、排水設備工事責任技術者の登録を行っていること。ただし、資格者がいない場合は、業務開始後に排水設備工事業務の実施を担う者が資格を取得し、排水設備工事責任技術者を熊本県で登録すること。

第4章 基礎審査

4.1 基礎審査の内容

委託者は、提案内容に関し下記の条件をすべて満たしているかを確認する。確認の結果、すべての条件を満たしていない場合は失格とする。

- (1) 提案価格が提案限度額以下であること
- (2) 提案が業務要求水準を満たしていること
- (3) 提案価格の算定が募集要項等で示す前提条件に従っていること
- (4) 応募企業、代表企業及び構成企業は財務的な契約履行能力を有していること

4.2 基礎審査の方法

(1) 提案価格の確認

提案価格のうち、上下水道事業の収益的支出と下水道事業の資本的支出のそれぞれが、提案限度額以下であることを確認する。ただし、水道事業の資本的支出については議会の承認が必要であり、提案審査書類の受付までに議会の承認が得られない場合は提案に含めないものとする。

(2) 業務要求水準書達成の確認

業務提案書において提案されている内容のうち、要求水準書において定めている事項を対象に、それぞれについて要求水準を満たしているか否かを確認する。

(3) 提案価格算出方法の確認

応募事業者から提案された提案価格について、募集要項等で示す前提条件が正確に反映されているか、また、計算上の誤りがないかについて確認する。

確認の結果、提案価格の算出方法に誤りがあることが明らかな場合は、内容を確認の上、応募事業者の意思により応募辞退を認める。

(4) 契約遂行能力の確認

ア 確認対象

全ての出資予定企業

イ 確認方法

全ての出資予定企業の財務状況について、以下の評価項目を満たしているか否か確認する。

なお、明らかに契約遂行能力に不安があり、(各評価項目に対応した指標が一定の基準に達していない場合)、かつ代替信用補完措置も提案されていない場合は失格とする。

ウ 確認項目

次の図の項目を確認する。

評価項目	指標評価	内容
資力	事業キャッシュフロー 総キャッシュフロー	既存の事業活動の中で資金が生み出されているか。なお、次のいずれかの場合は失格、又は、代替信用補完措置が必要となる。 1 事業キャッシュフローが3期連続で総額がマイナス値 2 総キャッシュフローが3期連続で総額がマイナス値
信用力	経常収支 自己資本金	過去の経営状況を反映した総合的な信用力があるか。なお、次のいずれかの場合は失格、又は、代替信用補完措置が必要となる。 1 経常収支が3期連続で赤字 2 自己資本金が3期連続で債務超過となっている
債務返済能力	利払能力 有利子負債比率	債務を負担し得る能力があるか。なお、次のいずれかの場合は失格、又は、代替信用補完措置が必要となる。 1 利払能力の最近期の値が1.0未満 2 有利子負債比率の最近期の値が100%以上
代替信用補完措置	個々の補完措置につき判断	代替信用補完措置が必要である場合、第三者による履行保証等、適切な措置が付されているか。

(4) 確認方法

単体財務諸表を使用して以下の指標に基づき評価する。なお、必要に応じ連結財務諸表を確認する。

評価項目	評価に用いる指標	算出根拠
資力	事業キャッシュフロー	事業利益－支払利息及び割引料＋減価償却費

		(事業利益＝営業利益＋受取利息＋配当金)
	総キャッシュフロー	当期純損益－配当及び役員賞与＋減価償却費
信用力	経常収支	経常利益
	自己資本金額	純資産の部合計
債務返済能力	利払能力	(事業損益＋減価償却費) ÷ 支払利息及び割引料
	有利子負債比率	有利子負債 ÷ 使用総資本 (使用総資本＝流動資産＋固定資産＋繰延資産 ＋割引譲渡手形)

第5章 提案審査

5. 1 業務提案書の評価の内容

業務提案書の評価では、業務提案の内容に関し、各委員が次項の「5. 2 提案評価の方法」に示す評価項目及び評価の視点に基づき専門的見地から評価し、委員会は、各委員の評価結果に基づき「業務提案評価点」を決定する。

提案価格に関しては、予め定める算定式に算入し「価格評価点」を決定する。

その上で、委員会は「業務提案評価点」及び「価格評価点」を合算して「総合得点」を算定し、優先交渉権者を特定する。

委託者は、委員会の審査結果を受けて、優先交渉権者を決定する。

得点化に当たっては、次項に記載する内容により行う。なお、提案審査対象となる応募事業者が1者であり、かつ、総合得点が300点未満であった場合は、優先交渉権者として特定しない。

5. 2 提案評価の方法

(1) 提案評価項目

評価項目	評価の視点	枚数	配点
1. 事業の運営理念、方針、展開及び活用方法に係る評価（60点）（6枚）		—	—
業務遂行方針	・本業務の目的の理解度、委託者の事業運営方針との整合	3	30
事業の展開及び活用方法	・本業務の展開の具体性、事業の引継方法の具体性、次期事業への活用方法の具体性	3	30
2. 事業運営計画に係る評価（70点）（11枚）		—	—
業務実施体制 人材教育体制 地元企業との連携	・人員配置の具体性、配置人員の資格及び実績、役割分担の妥当性 ・人材教育、運営ノウハウ継承手法の具体性 ・地元企業との連携手法の具体性	3	25
業務リスクに対する考え方 業務計画の安定性及び確実性	・リスクの把握、回避手法の具体性 ・資金計画、収支計画の妥当性	2	10

環境配慮	・資源への配慮、環境負荷の低減方法の具体性	2	10
地域貢献	・お客さまへの配慮、地元企業及び人材の活用内容及び具体性	4	25
3. 水道施設関連業務に係る評価（50点）（9枚）		—	—
運転管理業務	・運転管理実施計画 （・運転管理方針 ・配水区毎の水運用や各配水区間の水融通 ・水量、水圧の管理 ・薬剤注入等による水質管理 ・薬品調達及び管理 ・運転管理に関するリスク想定 ・排水検査 ・水質検査補助 ・運転管理上の異常時対応計画 ・異常時対応など）	6	30
保守管理業務	・保守管理実施計画 （・日常点検 ・定期点検 ・法定点検 ・緊急点検 ・点検結果に基づく維持管理 ・計画的点検・調査 ・計画修繕 ・緊急修繕・環境整備 ・管路施設維持管理など）	3	20
4. 下水道施設関連業務に係る評価（50点）（9枚）		—	—
運転管理業務	・運転管理実施計画 （・運転管理方針 ・薬剤注入等による水質管理 ・薬品調達及び管理 ・運転管理に関するリスク想定 ・排水検査 ・水質検査 ・運転管理上の異常時対応計画 ・異常時対応など）	6	30
保守管理業務	・保守管理実施計画 （・日常点検 ・定期点検 ・法定点検 ・緊急点検 ・点検結果に基づく維持管理 ・計画的点検・調査 ・計画修繕 ・緊急修繕・環境整備 ・管路施設維持管理など）・流域施設のアドバイザリー	3	20
5. 農業集落排水処理施設のアドバイザリー業務に係る評価（10点）（3枚）		—	—
アドバイザリー業務	・アドバイザリー実施計画 （・モニタリング計画 ・KPI管理 ・緊急時対応など）	3	10
6. 高良雨水ポンプ場及び仮設ポンプ場施設関連業務に係る評価（10点）（3枚）		—	—
ポンプ場施設維持管理業務	・施設維持管理実施計画 （・法定保守点検 ・ポンプ及び管路の詰まり等維持管理 ・維持管理に関するリスク想定 ・	3	10

	維持管理上の異常時対応計画など)		
7. 料金徴収・窓口関係業務に係る評価(40点)(12枚)		—	—
窓口業務、受付業務	・人員配置、問合せへの適切な対応、トラブル時の対応方法の具体性	3	10
検針業務、開閉栓業務、量水器調達・交換・管理業務	・検針、検針異常時の対応、開閉栓、事故防止、効率化、量水器調達・交換・管理、サービスの向上対策の具体性	3	10
調定及び収納業務、滞納整理業務	・調定入力・収納伝票の管理、未納者への対応、収納率向上対策の具体性	3	10
給水装置工事業務、排水設備工事業務	・給水装置工事業務、排水設備工事業務の具体性	3	10
8. 施設更新計画策定及び実施設計等業務に係る評価(30点)(9枚)		—	—
施設更新計画策定業務	・有資格者、配置人員の担当業務及び計画策定方針の具体性	3	10
改築実施設計業務	・有資格者、配置人員の担当業務及び実施設計方針の具体性	3	10
計画策定支援業務	・計画策定支援業務内容の具体性	3	10
9. 改築工事業務に関する評価(20点)(6枚)		—	—
改築工事業務	・有資格者、配置人員の担当業務の具体性 ・施工計画、積算、工事の実施方針の具体性	6	20
10. 危機管理対応業務に係る評価(20点)(6枚)		—	—
事前対応、災害発生時、事故時の対応	・事前対応の内容の具体性 ・災害発生時、事故時対応内容の具体性	3	10
災害対策訓練、災害対策用資機材の管理	・災害対策訓練等の内容の具体性 ・災害対策用資機材の管理方法の具体性	3	10
11. モニタリングに係る評価(20点)(3枚)		—	—
モニタリング実施計画	・受託者が実施するモニタリングの提案 ・委託者が実施するモニタリングに対する提案	3	20
12. 上記以外の提案に対する評価(20点)(3枚)		3	20
合計		80	400
評価点	業務提案評価点	—	400
	価格評価点	—	100
	総合得点	—	500

※提案書の枚数は、上限の枚数とする。

※提案審査書類の受付までに議会の承認が得られない場合は、募集要項1. 8(2)の内容での審査とする。

(2) 得点化の方法

ア 業務提案評価の得点化方法

「提案評価項目」に示す評価の視点から「業務提案書」の内容を評価項目ごとに以下のとおり4段階の評価を行い得点化し、その合計点を「業務提案評価点」とする。

判断基準	評価	得点化方法
特に優れている	A	配点×1.00
優れている	B	配点×0.75
やや優れている	C	配点×0.50
業務要求水準を満たす程度である	D	配点×0.30

イ 価格評価の得点化方法

得点化に当たっては、以下の3段階をとる。

(ア) 提案価格の得点の付与

下記の算定式により、収益的支出（水道・下水道）および資本的支出（下水道）のそれぞれの区分において「提案価格の得点」を算出する。

なお、提案価格は令和9年度から令和18年度の水道施設更新計画策定については委託者が令和8年度に作成し、更新計画（原案）として本業務開始時に提供することから「水道事業資本的支出提案限度額」は募集要項1.8(1)の上限額で提案すること。

$$\text{「提案価格の得点」} = \{ \text{「参加中最も低い提案価格」} \times 100 \} \div \text{当該提案者の提案価格}$$

(イ) 最低制限価格の設定

本業務委託においては、契約の内容に適合した履行を確保するため最低制限価格を設定する。最低制限価格は提案限度額に100分の87を乗じて得た金額とする（水道事業資本的支出提案限度額は除く。）。

前項(ア)に規定している「参加者中最も低い提案価格」は、この基準額以上で最も低い価格とする。

最低制限価格を下回る提案金額の場合は、当該提案者を失格とする。

(ウ) 得点化

算出された各区分の「提案価格の得点」を次の算式により水道事業、下水道事業それぞれ収益的支出と資本的支出について得点化する。

収益的支出提案価格と資本的支出提案価格の配分を8：2とする。

$$\text{「価格評価点」} = \text{「収益的支出の水道と下水道の平均提案価格の得点」} \times 0.8 + \text{資本的支出の下水道の提案価格の得点} \times 0.2 \quad (\text{※小数点以下第2位を四捨五入})$$

ウ 総合得点の評価方法

総合評価点の計算式は以下のとおりとする。

$\text{「総合得点」} = \text{「業務提案評価点」} + \text{「価格評価点」}$

第6章 優先交渉権者の特定

総合得点が最も高い提案を最優秀提案とし、その提案を行った応募事業者を優先交渉権者として特定する。